

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通 関</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類 イ～ハ（省略）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等 法第69条の4第1項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。） ホ（省略） (以下省略)</p> <p>(注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（以下省略）。 ①～③（省略）</p> <p>④ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、<u>プログラムの実行</u>若しくは<u>情報の処理</u>又は影像、音、<u>プログラムその他の情報</u>の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、<u>プログラムの実</u></p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類 イ～ハ（同左）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等 法第69条の4第1項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。） ホ（同左） (同左)</p> <p>(注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（同左）。 ①～③（同左）</p> <p>④ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴<u>若しくはプログ</u> <u>ラムの実行</u>又は影像、音<u>若しくはプログラム</u>の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴<u>若しくはプログ</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いているものであること ⑥ (省略) (注2) (省略) (2)～(5) (省略)</p>	<p>ラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること ⑥ (同左) (注2) (同左) (2)～(5) (同左)</p>
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入） (輸入差止申立書の添付資料) 69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) 知的財産の内容を証する書類 イ～ハ (省略) ニ 保護対象商品等表示等 法第69条の13第1項に規定する意見が記載された書面 (以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。) ホ (省略) (以下省略) (注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（以下省略）。 ①～③ (省略) ④ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入） (輸入差止申立書の添付資料) 69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) 知的財産の内容を証する書類 イ～ハ (同左) ニ 保護対象商品等表示等 法第69条の13第1項に規定する意見が記載された書面 (以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。) ホ (同左) (同左) (注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（同左）。 ①～③ (同左) ④ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行若しくは情報の処理又は影像、音、<u>プログラムその他の情報</u>の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、<u>プログラムの実行若しくは情報の処理</u>又は影像、音、<u>プログラムその他の情報</u>の記録をさせないために営業上用いているものであること</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>(注2) (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><u>ラムの実行</u>又は影像、音<u>若しくはプログラム</u>の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴<u>若しくはプログラムの実行</u>又は影像、音<u>若しくはプログラム</u>の記録をさせないために営業上用いているものであること</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>(注2) (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>